

「鹿屋の食」高付加価値化プロジェクト業務委託 仕様書

1 業務名

「鹿屋の食」高付加価値化プロジェクト業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和5年3月24日（金）まで

3 適用

本仕様書は、鹿屋市（以下「委託者」という。）が実施する本業務に関する必要な事項を定めるとともに、受託者が履行しなければならない事項を定めたものである。

なお、本仕様書で定める項目は、最小限または基本的な条件を示しているものであり、同等以上の企画提案を妨げるものではない。

業務にあたっては、かのや農業・農村戦略ビジョン、第2次地域6次産業化推進計画の趣旨を十分に理解し、一連の方針等との連動を意識し企画提案に反映させること。

【参照】

○かのや農業・農村戦略ビジョン

<https://www.city.kanoya.lg.jp/noushin/sangyo/nogyo/sonota/vision.tml>

○第2次地域6次産業化推進計画

<https://www.city.kanoya.lg.jp/syokunou/sangyo/shokogyo/6jisangyo/suishin.html>

4 業務内容

- ・マーケットインの新たな商品案の創出
- ・販路開拓の方策の提示及び実施
- ・消費地へ向けた効率的な物流構築に関する可能性調査

5 実施方法

(1) 事業者の学びの場及び新たな商品案を考案する場の創出

○受託者は、有望な食市場（例：外食市場や小売市場など）を選定の上、そのマーケティング情報や商品開発における規格・価格戦略等のポイント等、市内の農林水産業者や食品加工・製造業者

	<p>(以下、「事業者」という。)が新たな商品を考案するのに必要な情報や知識を専門家から学ぶセミナーを開催すること。</p> <p>○上記で得られる情報や知識を基に、事業者同士が活発な議論の上で新たな商品案(既存商品の改良を含む。)を考案し、アウトプットする場を作ること。</p> <p>○可能な限り事業者連携による商品案となるよう留意すること。</p> <p>○企画提案で、上記を実施するための方策を提示し、本委託業務内で実施すること。</p>
(2) 商品案のブラッシュアップ	
	<p>○受託者は、事業者からアウトプットされた新たな商品案について、専門的な立場からアドバイスの上、商品案のブラッシュアップを行うこと。</p> <p>○受託者は、事業者が考案する商品案とは別に、本市の食材や事業者等をリサーチした上で、独自の商品案を考案すること。 なお、事業者連携によるものに限らず、例えば食品メーカー等への原料提供等による商品案も可とする。</p> <p>○企画提案において、上記を実施するための方策を提示し、本委託業務内で実施すること。</p> <p>○本委託業務の成果品として、新たな商品案の企画書等をまとめ提出すること。</p>
(3) 販路開拓の方策の提示及び実施	
	<p>○(1)で選定する食市場等をターゲットに、鹿屋市の食品について販路開拓を行うと仮定した場合、どのような方法が考えられるか具体的な方策を示し、実施すること。</p> <p>○企画提案において、「鹿屋市の既存の食品」に関する販路開拓の具体的な方策を提示し、本委託業務内で実施すること。 ※「第2次鹿屋市地域6次産業化推進計画」の「V 6次産業化の具体的な取組」に示す品目等を参照のこと。</p> <p>○本委託業務の成果品として、「本委託業務で考案される商品案」について販路開拓の具体的な方策を提出すること。</p>
(4) 効率的な物流構築に関する可能性調査	
	<p>○受託者は、鹿屋市の食品に関し、消費地への物流課題を明らかにし、課題が生じるメカニズムを可視化すること。</p>

○課題を克服し、物流コストを抑制するための具体的な改善案を提示すること。また、改善案により想定されるコスト削減率を提示すること。
○企画提案は、物流課題及び改善案の仮説を示し、その検証や結論に導く方策を提示すること。
○本委託業務の成果品として、物流課題のメカニズム及び物流改善案（コスト削減率含む。）を提出すること。

6 要求水準

	実施内容	最低条件
(1)	事業者の学びの場及び商品案を考案する場の創出	1回
(2)	セミナーで選定する有望な食市場	2つ
(3)	新たな商品案（うち、事業者と考案する新たな商品案：3品）	10品
(4)	鹿屋市の既存の食品の売上実績	300万円
(5)	本委託業務の実施に当たり、本市での活動に要する総労働時間	240時間

7 委託経費の対象となる経費

委託経費として計上できる経費は、次のとおりとする。

- (1) セミナー等の開催に要する経費
- (2) 各種調査等に要する経費
- (3) 管理運営費
- (4) その他必要な経費

8 成果品

(1) 業務成果の報告等

業務が終了したときは、業務の成果を記載した業務完了報告書を、市に提出すること。

- ①業務完了報告書 A4版 2部
- ②上記成果品のデータ一式（CD-R等） 1部
- ③その他、本市が必要と認めた成果品

(2) 事業成果の帰属等

本業務により受託者が作成した著作物の著作権は、市に帰属する。

9 法令関係の遵守

受託者は、本業務の履行に当たり、関係法令及び市の例規等を遵守しなければならない。

10 秘密の保持及び中立性

受託者は、本業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、受託者としての中立性を保持しなければならない。

11 関係機関との協議

受託者は、関係機関との協議等に関して、委託者から要請があったときは、誠意を持ってこれにあたらなければならない。

12 議事録

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、委託者に提出し承諾を得るものとする。

13 留意事項

- ・業務を総括する責任者を置き、市と随時連絡が取れる体制とする。
- ・本業務の遂行に際しては、審査要領に基づき選定された企画提案書を元に、内容や実施方法等について、修正又は調整等を行う場合がある。
- ・受託者は、本業務の履行に当たって、契約書及び本仕様書に疑義が生じた場合は、速やかに市と協議を行う。

14 その他事項

(1) 再委託について

原則として、本件委託業務の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、市の承諾を得たものについては除く。

(2) 仕様変更

受託者は新型コロナウイルスの感染拡大等やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ市と協議の上、承認を得る。

また、新型コロナウイルス感染症拡大に関連して、市の指示により内容を変更するときには指示に従う。

(3) その他

本業務の実施に際して、仕様書に定める以外の事項等については、委託者の指示に従うこと。